

『2017 年度版 DC プランナー 2 級試験対策問題集』正誤表

該当箇所	誤	正
55 ページ 《問》4)	加入者が国民年金の第3号被保険者となったときは、加入者資格を喪失する。	加入者が国民年金の第3号被保険者となったときは、引き続き加入者資格を保有することができる。 個人型 DC の適用拡大（平成 29 年 1 月 1 日）
124 ページ 《問 2》4)	その者が企業型年金への加入を希望しない場合、個人型年金の個人別管理資産が 25 万円以下であるなど、一定の要件を満たせば、個人型年金の脱退一時金を受給することができる。	その者が企業型年金への加入を希望しない場合、個人型年金の脱退一時金を受給することができない。 個人型 DC の脱退一時金支給要件の厳格化（受給不可） （平成 29 年 1 月 1 日）
131 ページ 上から 6 行目	平成 26 年 6 月末	平成 29 年 6 月末
131 ページ 上から 11 行目	平成 26 年 7 月 1 日	平成 29 年 7 月 1 日

以上